

2026年1月27日

## 日本クマネットワークによる2026年度の助成活動の募集の案内

日本クマネットワーク（以下、JBN）では、「オンライン寄付サイト・ギブワン（寄付金控除等の税制優遇の対象）」等を通じていただいた寄付を「日本クマネットワーククマ基金」として活用させていただき、JBN 会員個人またはグループが主導する活動の助成をおこなっています。

2026年度に助成を行う活動を以下の要領で募集しますので、希望される方は申請書に必要事項を記入してご応募ください。

### 1. 対象とする活動等

原則として日本国内で行なわれるツキノワグマおよびヒグマに関わる、以下の1)～3)のいずれかに該当し、人とクマの共存を推進するための活動。なお、営利目的や委託業務としての活動、政治上の目的をもって行われる活動は助成の対象となりません。

- 1) 教育・普及啓発：生態や被害対策等に関わる正しい知識や手法を教育・普及啓発するための教材の開発や普及啓発活動の実践
- 2) 被害対策や生息環境管理の実践：市民や地域による被害対策や棲み分けのための環境保全/管理活動等の実践
- 3) 研究：上記1)、2)や生態解明、保護管理、保全等に関わる調査、研究活動

### 2. 応募資格

申請代表者はJBN会員に限りますが、申請年度（毎年4月～翌3月）の会費を支払っている場合に限られます。また、申請代表者は採択年度およびその翌年度まで会員であることが求められます。分担者にはJBNの非会員を含むことができます。

### 3. 助成額、件数

原則、1件20万円ですが、必要がある場合は1件30万までの増額申請を認めます。審査の結果、減額させていただく場合がありますので、予めご了承ください。全体で3件程度を助成します。※助成額は前年度までのご寄付額に応じ変動します。

### 4. 使用できる経費

活動を進める上で必要な物品、消耗品、旅費、謝金などに使用できます。**申請代表者や分担者の人件費、飲食費には使用できません**。他予算との併用を認めますが、類似の課題や活動等で他の助成金等を得ている場合は申請時に申告してください。応募時に申請した経費の費目と実際の支出の費目が大きく異なる場合等は理由を提出していただく場合があ

ります。助成金の使用にあたり、判断に迷う場合は事前にご相談ください。旅費については、日本クマネットワーク旅費に関する内規をご覧ください。

**全ての支出について会計報告書を提出**していただきます。**領収書等もすべて提出していただきますので、必ず保管**してください。会計報告や経費の使途に不備がある場合は返金を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳細は6. 成果および会計報告も参照してください。

## 5. 応募・採否のスケジュールと活動の実施

以下の手順に沿って審査および助成金の交付が行われます。

1) ホームページ、メーリングリスト等で告知される期間内 (**2026年度は2026年1月30日～2月20日**) に、希望者は**申請書(様式1)**を電子ファイルで**クマ基金窓口**に提出してください。

※申請書を受け取った旨をメールにて通知しますので、提出後1週間以内に通知が届かない場合は確認をお願いします。

2) 申請書類をもとにクマ基金助成活動審査委員会および代表・副代表の審査により採否と助成額を決定し、申請代表者に採否を通知します(2026年3月上旬予定)。

4) 2026年4月中旬までに助成金を仮払金として指定口座に振込みます。

5) 原則として2027年3月末日までの期間で活動を実施してください。年度をまたいで延長をしたい場合は事前に相談してください。ただし、2027年5月末日を超えることはできません。出産や介護等に伴う延長、活動中断については相談に応じます。

## 6. 成果および会計報告

助成期間の終了後、以下の期日までに活動の成果や会計の報告を行っていただきます。報告がなされない場合や不備がある場合は、助成額の削減または取り消しとし、返金を求める場合がありますので、必ず領収書等の保存・記録をしてください。

1) 2027年4月末日まで(延長した場合は延長した月の翌月末日まで)に助成活動報告書(様式2)と会計報告(様式3の費目別使途内訳に加え、全ての支出についての領収書等を添付する)の写しを、**全て電子ファイル**で提出してください。

2) 1)の提出後、2027年5月末日までにクマ基金助成活動審査委員会で報告書と会計報告を審議し、助成額の最終承認を行います。報告に不備がみられた場合には助成額の削減または取り消しとし、返金を求める場合があります。

3) 活動の成果について、JBNのニュースレターやホームページ、寄付受付サイト等のホームページで公開させていただきます。申請代表者は各種原稿を提出してください(活動の様子が分かる写真等を含む)。各報告のバッチや詳細はニュースレター編集委員会や担当委員会から連絡があります。

5) 助成を受けた活動の成果発表を行う際は、助成期間中および終了後のいずれの場合も、「日本クマネットワーククマ基金」(英語名: Japan Bear Network Bear Fund)の支援を受

けた旨を記載してください。

その他

・助成を受けた活動の一環であっても、関連イベント等の主催者はあくまで申請者自身です。日本クマネットワークの共催、後援等を希望する場合には、イベント等の趣旨を添えて事前に相談ください。役員での審議、承認を得た場合にのみ、共催、後援とすることができます。

クマ基金窓口（申請・報告・相談・問い合わせ先）

[jyosei@japanbear.org](mailto: jyosei@japanbear.org)